



発行 東京都

目次

規則

○麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第二項の規定に基づく麻薬取締員に関する規則の一部を改正する規則………(福祉保健局健康安全部業務課) ……一

告示

○防災街区整備事業組合の設立認可………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課) ……一

○土地区画整理事業の事業計画の変更………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……二

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課) ……三

○森林法第八十九条の掲示(四件) ……(産業労働局農林水産部森林課) ……七

規則

麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第二項の規定に基づく麻薬取締員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十八号

麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第二項の規定に基づく麻薬取締員に関する規則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第二項の規定に基づく麻薬取締員に関する規則(平成十五年東京都規則第二百十八号)の一部を次のように改正する。  
第三条第三号中「学位」の下に「(同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。」を加え、同条第四号中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第四百四十四号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百三十六条第一項の規定に基づき志茂三丁目9番地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

志茂三丁目9番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成三十一年三月二十七日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

北区志茂三丁目地内

四 事務所の所在地

港区新橋四丁目六番十五号

五 設立認可の年月日

平成三十一年三月二十七日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで  
七 公告の方法

施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成三十一年四月二十五日

●東京都告示第四百四十五号

東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十年三月三十日

四 変更の年月日

平成三十一年三月二十七日

●東京都告示第四百四十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

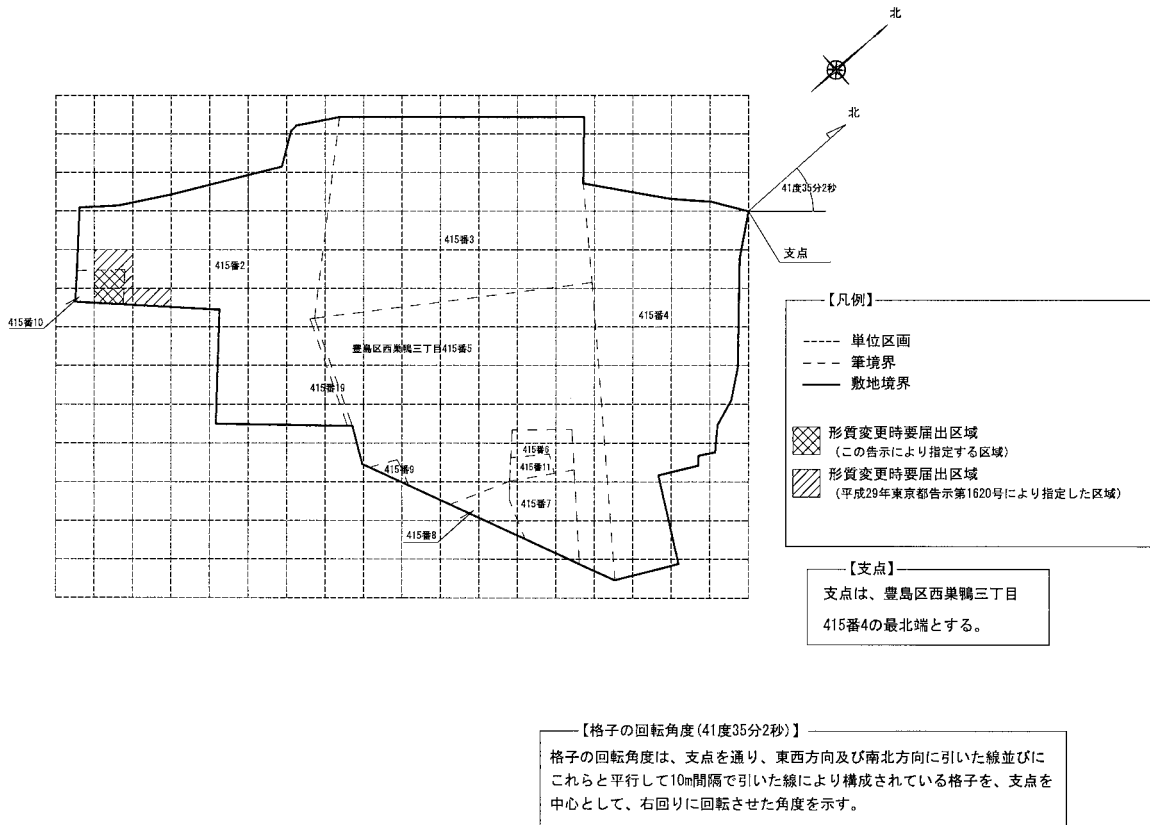
平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区西巢鴨三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第四百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。）第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Lists 15 doctors and their medical institution changes.

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Lists 6 doctors and their medical institution changes.

3 肢体不自由の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Lists 5 doctors and their medical institution changes.

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Lists 15 doctors and their medical institution changes.

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Lists 7 doctors and their medical institution changes.

5 心臓機能障害の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Lists 10 doctors and their medical institution changes.

飯島 雷輔	循環器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
池田 長生	循環器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
小野 剛	循環器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
新倉 寛輝	循環器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
徳江 政英	循環器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
原 英彦	循環器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
林 典行	循環器内科	平成30年4月1日	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
矢崎 義行	循環器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

6 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
田中 友里	腎臓内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院 東京蒲田病院	目黒区大橋2-22-36 大田区西蒲田7-10-1	東邦大学医療センター大橋病院 東京蒲田病院	目黒区大橋2-17-6 大田区西蒲田7-10-1
伊原 玄英	腎臓内科	平成30年9月1日	町田駅前内科クリニック	町田市森野1-39-16 渋谷-樹ビル3階	あけぼの病院	町田市中町1-23-3
常重 信彦	腎臓内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
岩崎 昌樹	腎臓内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
久保 峻	腎臓内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
			公益財団法人日産厚生会五川病院	世田谷区瀬田4-8-1	公益財団法人日産厚生会五川病院	世田谷区瀬田4-8-1
			医療法人社団翔仁会青戸腎クリニック	葛飾区青戸2-6-2	医療法人社団翔仁会青戸腎クリニック	葛飾区青戸2-6-2
飯野 靖彦	人工透析内科	平成30年10月1日	医療法人社団やい会あだち江北メディカルクリニック	足立区江北4-28-27	医療法人社団やい会あだち入谷舎人クリニック	足立区入谷1-14-17
出口 文佐栄	人工透析内科	平成30年10月1日	医療法人社団やい会あだち江北メディカルクリニック	足立区江北4-28-27	医療法人社団正賞会代々木山下医院 医療法人社団正賞会代々木ステーションクリニック JIR東京総合病院	渋谷区代々木1-35-4 代々木クリスタルビルB1-1号 渋谷区代々木1-35-4 代々木クリスタルビル4階 渋谷区代々木2-1-3
田中 仁英	腎臓内科・内科・人工透析内科	平成30年10月1日	医療法人社団博会東大和南街クリニック 医療法人社団博会久米川透析内科クリニック	東大和市南街4-2-8 東村山市思多町3-6-3	医療法人社団博会東大和南街クリニック	東大和市南街4-2-8

7 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
須山 大助	泌尿器科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
黒田 加奈美	泌尿器科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
関戸 哲利	泌尿器科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
竹内 康晴	泌尿器科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
塩入 利一	外科	平成30年9月1日	医療法人社団時正会渋谷総合病院	西東京市田無町4-24-15	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1

8 小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
長尾 二郎	外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

9 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
新井 雅裕	消化器内科	平成30年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘	港区高輪3-10-11 練馬区光が丘2-11-1	東芝病院	品川区東大井6-3-22
三枝 善伯	消化器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
塩澤 一恵	消化器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
松井 貴史	消化器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

10 平衡機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
杉本 英樹	神経内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
藤岡 俊樹	神経内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

11 心臓機能障害及び腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
長谷 弘記	腎臓内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

12 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
坂東 道敏	外科	平成30年10月1日	医療法人社団東山会調布東山病院	調布市小島町2-32-17	河北総合病院	杉野区阿佐谷北1-7-3
青田 芳久	外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
榎本 俊行	外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
高橋 亜紗子	外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
長尾 さやか	外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

13 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
伊豆蔵 英明	リハビリテーション	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大森病院 東邦大学医療センター大橋病院	大田区大森西6-11-1 目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大森病院 東邦大学医療センター大橋病院	大田区大森西6-11-1 目黒区大橋2-17-6
岩淵 聡	脳神経外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
青木 和哉	脳神経外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
櫻井 貴敏	脳神経外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
伊藤 圭介	脳神経外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
中山 晴雄	脳神経外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
齋藤 紀彦	脳神経外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
林 盛人	脳神経外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

14 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
大西 清	形成外科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大森病院 東邦大学医療センター大橋病院	大田区大森西6-11-1 目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大森病院 東邦大学医療センター大橋病院	大田区大森西6-11-1 目黒区大橋2-17-6

15 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
濱邊 学	消化器内科	平成30年6月20日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

16 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
平島 富美子	リハビリテーション科	平成30年9月1日	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6	公益財団法人日産厚生会玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1

診療に従事する医師の氏名の変更

1 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科	変更年月日	変更後	医療機関所在地	変更前	医療機関所在地
平松 久弥子	呼吸器内科	平成30年7月1日	平松 久弥子	日本医科大学呼吸ケアクリニック 千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル8階	服部 久弥子	日本医科大学呼吸ケアクリニック 千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル8階
				社会医療法人社団正志会南町田病院 町田市鶴間4-4-1		社会医療法人社団正志会南町田病院 町田市鶴間4-4-1

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 呼吸器機能障害及び心臓機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科	辞退年月日	医療機関	所在地
堀口 正晴	内科	平成30年8月27日	東京慈恵会医科大学附属第三病院	柏江市和泉本町4-11-1

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
松崎 正司	整形外科	平成30年1月6日	医療法人社団松崎整形外科医院	三鷹市上連雀4-3-5 三鷹シティハイツ1階101号室

●東京都告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市戸倉字盆堀 谷二四一三番、二四一四番二及び同番三	高橋久作 高橋安次 高橋正次郎 高橋武男 鈴木久雄 高橋徳三	あきる野市役所
あきる野市戸倉字盆堀 谷二四一四番二	高橋正	檜原村役場
西多摩郡檜原村字本宿 五五四五番三及び同番四	志村桂助 小西せき 清水範昭 坂本喜助 高取恒三郎 豊嶋惣太郎 小林登	檜原村役場

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する

る同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第二百二十八号のとおり。

●東京都告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳二丁目二五番一	市川傳	青梅市役所
青梅市御岳二丁目四八番一	藤屋建材合資会社	
青梅市御岳二丁目五九番二	北島明	
青梅市御岳二丁目五九番一	片柳鯉之助	
青梅市御岳二丁目六一七番口	須崎作太郎	
西多摩郡奥多摩町海澤字大な沢四〇八番二、同町海澤字水の本四一三番二、四一四番二	原島日出子	奥多摩町役場

西多摩郡奥多摩町棚澤 字八味指八四九番	勝山儀三郎 平原兼吉 勝山良助 清水直吉 原島義次
西多摩郡奥多摩町小丹 波字寸庭平九一五番	新島松重
西多摩郡奥多摩町海澤 字川入一二一三番三、 同番四及び同番六	清水長吉
西多摩郡奥多摩町海澤 字花さくら一二二二番	原島シマ
西多摩郡奥多摩町海澤 字檜木沢一二三八番	小沢小兵エ 小林徳太郎 小沢久次郎
西多摩郡檜原村字小沢 八五三五番イ	土屋忠俊
場	檜原村役

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第百二十五号のとおり。

●東京都告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日  
東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	揭示場所
西多摩郡奥多摩町大丹 波字日向六八五番及び 六八八番一	古矢勲	奥多摩町 役場
あきる野市養沢字下大 沢一五三五番及び一五 三六番	荒川由理子	あきる野 市役所
八王子市上恩方町三五 〇三番甲	渡辺和茂	八王子市 役所
西多摩郡檜原村字南郷 六二五〇番	坂本伊助 山本恭夫 山本孝一 市川みや	檜原村役 場
西多摩郡檜原村字南郷 六二五二番一及び同番 二	八木佳子 木住野達也 木住野哲 木住野誠一郎	
西多摩郡檜原村字三都 郷七六四六番	小林柳輔	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第三百七十三号のとおり。

●東京都告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日  
東京都知事 小池 百合子

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	揭示場所
青梅市黒沢三丁目一五 四六番	篠田喜一	青梅市役 所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第二百八十二号のとおり。

行 東 京 都  
発 東京都市新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一(一一一)代

郵便番 號  
163-8001

定 価  
一 本 号 三〇円  
一 箇 月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

刷 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番 號  
113-0001